2024年８月２日

吸収合併に関する事後開示書面

（会社法第801条第１項及び会社法施行規則第200条に基づく事後備置書面）

当社は、2024年５月22日付でキューブイメージング株式会社との間で締結した吸収合併契約書に基づき、2024年８月１日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、キューブイメージング株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます）を行いました。

本合併に関する事後開示事項（会社法第801条第１項及び会社法施行規則第200条に定める事項）は以下のとおりです。

１．吸収合併が効力を生じた日

2024年８月１日

２．吸収合併消滅会社における株主の差止請求、反対株主の株式買取請求、新株予約権の買取請求及び債権者保護に関する手続の経過

（１）株主の差止請求

キューブイメージング株式会社は、当社の完全子会社であったため、該当事項はありません。

（２）反対株主の株式買取請求

キューブイメージング株式会社は、当社の完全子会社であったため、該当事項はありません。

（３）新株予約権の買取請求

キューブイメージング株式会社は、新株予約権を発行していなかったため、該当事項はありません。

（４）債権者保護

キューブイメージング株式会社は、会社法第789条第２項及び第３項並びに同社定款の定めに従い、2024年６月28日付で官報公告及び電子公告を行いましたが、異議申述期限までに異議を述べた債権者はいませんでした。

３．吸収合併存続会社における株主の差止請求、反対株主の株式買取請求及び債権者保護に関する手続の経過

（１）株主の差止請求

本合併は、会社法第796条第２項の規定に基づく簡易合併であるため、該当事項はありません。

（２）反対株主の株式買取請求

本合併は、会社法第 796 条第２項の規定に基づく簡易合併であるため、該当事項はありません。

（３）債権者保護

当社は、会社法第 799 条第２項及び第３項並びに当社定款の定めに従い、2024 年６月 28 日付で官報公告及び電子公告を行いましたが、異議申述期限までに異議を述べた債権者はいませんでした。

４．本合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社より承継した重要な権利義務に関する事項

当社は、本合併の効力発生日をもって、吸収合併消滅会社の資産、負債及びその他の権利義務の一切を承継いたしました。

５．吸収合併消滅会社の事前開示事項

別紙のとおりです。

６．吸収合併による変更の登記をした日

2024 年８月 15 日（予定）

７．上記に掲げるもののほか、本合併に関する重要な事項

該当事項はありません。

以上

2024年５月23日

吸収合併に関する事前開示書面

（吸収合併存続会社：会社法第 794 条第１項及び会社法施行規則第 191 条に基づく事前備置書面）
（吸収合併消滅会社：会社法第 782 条第１項及び会社法施行規則第 182 条に基づく事前備置書面）

東京都豊島区池袋二丁目 43 番１号
株式会社くすりの窓口
代表取締役　堤　　幸治

埼玉県ふじみ野市旭一丁目 13 番 20 号
キューブイメージング株式会社
代表取締役　宮本　幸輝

株式会社くすりの窓口（以下「吸収合併存続会社」といいます）及びキューブイメージング株式会社（以下「吸収合併消滅会社」といいます）は、それぞれ取締役会の決議を経て、2024 年５月 22 日付で合併契約書を締結し、2024 年８月１日を効力発生日とする吸収合併（以下「本合併といいます。」を行うことといたしました。

本合併に関する事前開示事項（会社法第 794 条第１項及び会社法施行規則第 191 条ならびに会社法第 782 条第１項及び会社法施行規則第 182 条に定める事項）は以下のとおりです。

１．吸収合併契約の内容

別紙１のとおりです。

２．合併対価の相当性に関する事項

完全親子会社間の合併につき、合併対価の交付は行いません。

３．合併対価について参考となるべき事項

該当事項はありません。

４．新株予約権の定めの相当性に関する事項

該当事項はありません。

５．計算書類等に関する事項

（１）吸収合併存続会社の最終事業年度に係る計算書類等

吸収合併存続会社は、有価証券報告書及び四半期報告書を関東財務局に提出しております。最終事業年度に係る計算書類等については、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）によりご覧いただけます。

なお、最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象は生じておりません。

（２）吸収合併消滅会社の最終事業年度に係る計算書類等

吸収合併消滅会社の最終事業年度に係る計算書類等は、別紙２のとおりです。

なお、最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象は生じておりません。

６．債務の履行の見込みに関する事項

本合併効力発生日以後の吸収合併存続会社の資産の額は、債務の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本合併効力発生日以後も、吸収合併存続会社の収益及びキャッシュ・フローの状況について、吸収合併存続会社による債務の履行に支障を及ぼすような事象は、現在のところ予測されておりません。

したがいまして、本合併効力発生日以後における、吸収合併存続会社の債務の履行の見込みはあると判断しております。

以上

別紙１

吸収合併契約書

株式会社くすりの窓口（以下「甲」という）、キューブイメージング株式会社（以下「乙」という）とは、甲乙間の合併に関し、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（合併の形式）

第１条　甲及び乙は、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として吸収合併（以下「本合併」という）を行う。

（合併の効力発生日）

第２条　本合併の効力発生日は、2024 年８月１日とする。ただし、合併手続の進行に応じ、必要があるときは、甲乙間で協議のうえこれを変更することができる。

（合併比率、株式及び金銭等の交付）

第３条　本合併は、完全親子会社関係にある会社同士の合併のため、本合併に際して会社法所定の株式その他の金銭等の交付は行わず、本合併に関して合併比率の取り決めは行わないものとする。

（合併承認）

第４条　甲及び乙は、それぞれ効力発生日の前日までに、本契約の承認及び本合併に必要な事項に関する株主総会又は取締役会の決議を行うものとする。但し、本合併が簡易合併又は略式合併に該当する場合はその定めに従う。

（会社財産の引継等）

第５条　甲は、効力発生日において、乙の資産及び負債その他一切の権利義務を承継する。

２　本合併により増加する甲の資本金及び資本準備金の額については、会社計算規則に定めるところに従って、甲が定める。

（会社財産の善管注意義務）

第６条　甲及び乙は、本契約締結の日から本合併の効力発生日に至るまで善良なる管理者の注意をもってそれぞれ義務を遂行し、かつ一切の財産管理の運営をするものとし、その財産及び権利義務に重要な影響を及ぼす行為を行う場合には、あらかじめ甲乙間で協議のうえこれを実行する。

（従業員の処遇）

第７条　甲は、乙の従業員を本合併の効力発生日において、甲の従業員として引き継ぐものとし、勤続年数については、甲及び乙における年数を通算する。なお、その他細目については甲乙間で協議のうえ定めるものとする。

（合併条件の変更、合併契約の解除）

第８条　本契約締結の日から本合併の効力発生日に至るまでの間において、天災地変その

他の事由により、甲及び乙の資産もしくは経営状態に重要な変動を生じたときは、甲乙間で協議のうえ合併条件を変更し、または本契約を解除することができる。

（合併契約の効力）

第９条　本契約は、第４条に定める甲及び乙の株主総会又は取締役会の決議、並びに法令に定められた関係官庁の承認が得られない場合、その効力を失うものとする。

（本契約規定以外の事項）

第 10 条　本契約に定めるもののほか、本合併に関し必要な事項は本契約の趣旨に従って、甲及び乙は協議のうえこれを決定する。

（費用負担）

第 11 条　甲及び乙は､本合併に関して必要となる費用を各自負担するものとする｡ただし、合併公告に関する官報掲載の費用及び本契約締結に要する印紙代は甲が負担するものとする。なお、費用の負担に関して疑義が生じた場合、甲乙間で協議のうえ負担する者を定めるものとする。

（管轄裁判所）

第 12 条　甲及び乙は、本契約に関する訴訟等については、訴額に応じて、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意するものとする。

以上本契約成立を証するため、契約書原本２通作成し、甲乙記名押印のうえ、その原本を保有する。

2024 年５月 22 日

甲：　東京都豊島区池袋二丁目 43 番１号
株式会社くすりの窓口
代表取締役　　堤　　幸治　　印

乙：　埼玉県ふじみ野市旭一丁目 13 番 20 号
キューブイメージング株式会社
代表取締役　　宮本　幸輝　　印

貸　借　対　照　表

キューブイメージング株式会社

令和 5 年　 9 月　 30 日現在

（単位:円）

科目名	当期
資産の部	25,745,759
流動資産	25,657,759
現金及び預金	8,507,102
売掛金	7,765,285
兼業事業	
商品	9,105,157
前払費用	180,215
その他の資産で1年内に現金化できると認められるもの	
仮払金	100,000
固定資産	88,000
投資その他の資産	88,000
出資金	10,000
前各号に掲げられるものの外、流動資産、有形固定資産、無形固定資産又は繰延資産に属するもの以外の長期資産	
敷金	78,000
負債純資産	25,745,759
負債の部	71,241,286
流動負債	37,811,286
未払金	30,162,095
未払費用	6,545,042
未払法人税等	70,000
預り金	898,249
通常の取引に関連して発生する未払金又は預り金で一般の取引慣行として発生後短期間に支払われるもの	
未払消費税等	135,900
固定負債	33,430,000
長期借入金	33,430,000
純資産の部	△45,495,527
株主資本	△45,495,527
資本金	3,000,000
利益剰余金	△48,495,527
その他利益剰余金	

貸　借　対　照　表

キューブイメージング株式会社

令和 5 年　 9 月　 30 日 現 在

（単位:円）

科目名	当 期
繰越利益剰余金	△48,495,527

損　益　計　算　書

キューブイメージング株式会社

令和　4年　10月　　1日から 令和　5年　　9月　30日まで

（単位:円）

科目名	当 期
売上高	79,445,450
売上原価	
商品売上原価	
商品期首たな卸高	5,549,100
当期商品仕入高	12,525,994
商品期末たな卸高	9,105,157
外注費	24,132,518
売上総利益	46,342,995
販売費及び一般管理費	63,156,547
販売手数料	326,876
荷造包装費	12,548
広告宣伝費	395,974
役員報酬	5,520,000
給料手当	33,120,000
福利厚生費	139,546
交際費	104,070
交通費	1,334,839
通信費	3,175,153
消耗品費	1,041,390
租税公課	18,750
減価償却費	59,199
保険料	258,930
研究開発費	3,822,728
法定福利費	6,330,609
リース料	951,972
地代家賃	4,008,734
水道光熱費	9,671
事務用消耗品費	183,668
車両費	286,108
会議費	207,828

損　益　計　算　書

キューブイメージング株式会社

令和　4年　10月　　1日から 令和　5年　　9月　30日まで

（単位:円）

科目名	当 期
諸会費	53,347
雑費	1,742,900
管理諸費	51,707
営業利益	△16,813,552
営業外収益	195,097
受取利息	99
受取配当金	200
雑収入	194,798
営業外費用	573,486
支払利息	488,857
雑損失	84,629
経常利益	△17,191,941
税引前当期純利益	△17,191,941
法人税、住民税及び事業税	70,053
当期純利益	△17,261,994

株主資本等変動計算書

キューブイメージング株式会社

令和 4年 10月 1日から 令和 5年 9月 30日まで

(単位:円)

科目名	当 期
株主資本	
資本金	
当期首残高	3,000,000
当期末残高	3,000,000
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	
当期首残高	△31,233,533
当期変動額	
当期純利益	△17,261,994
当期変動額合計	△17,261,994
当期末残高	△48,495,527
利益剰余金合計	
当期首残高	△31,233,533
当期変動額	
当期純利益	△17,261,994
当期変動額合計	△17,261,994
当期末残高	△48,495,527
株主資本合計	
当期首残高	△28,233,533
当期変動額	
当期純利益	△17,261,994
当期変動額合計	△17,261,994
当期末残高	△45,495,527
純資産合計	
当期首残高	△28,233,533
当期変動額	
当期純利益	△17,261,994
当期変動額合計	△17,261,994
当期末残高	△45,495,527

個　別　注　記　表

キューブイメージング株式会社

令和 4年 10月 1日から 令和 5年 9月 30日まで

注記項目

重要な会計方針に係る事項に関する注記

資産の評価基準及び評価方法

1.資産の評価基準及び評価方法

①棚卸資産の評価基準及び評価方法

最終仕入原価法を採用しています。

固定資産の減価償却の方法

2.固定資産の減価償却の方法

②有形固定資産

定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く。）、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法）を採用しています。

その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

3.その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

①消費税の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっています。

株主資本等変動計算書に関する注記

発行済株式の種類及び総数に関する事項

普通株式

前期末株式数	60株
当期増加株式数	－
当期減少株式数	－
当期末株式数	60株